

## 第5章 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する

### 行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ関係)

#### (1) 届出の対象となる行為

鯖江市景観計画区域（市全域）における、届出の対象となる行為は以下の通りです。

行為の種類	届出の対象となる行為
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下に該当する広告物の表示または設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが4m（建築物と一体の場合は、その高さの合計が13m）を超えるもの</li> <li>・表示面積の合計が30㎡を超える（壁面広告の場合は、表示面積の合計が壁面の1/2以上かつ30㎡を超える）もの</li> </ul> </li> </ul>

#### (2) 行為の制限

届出の対象となる広告物の表示または設置等に関する景観形成基準は次のとおりとします。

(○：景観形成基準／・：指導基準)

事項	景観形成基準
広告物全体	○ 広告物全体として、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基調色としての目立つ色彩や、コントラスト※の強い配色はできる限り避けて、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>○ 電飾等に使用する色彩は、周辺に悪影響を与えないように配慮すること。</li> </ul>
材料	○ 広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観の維持に努めること。
発光装置、照明装置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は使用しない。やむを得ず点滅する発光装置を使用する場合は、点滅速度が可能な限り緩やかなものとする。</li> <li>※ 交通の危険防止のため、または救急医療の施設であることを表示するためのものは使用できます。</li> <li>・ 映像による表示はできるだけ避けること。やむを得ず映像装置等を設置する場合は、既設置のものも含めて数、大きさ、位置等を十分検討すること。</li> </ul>

※コントラスト：対比。対照。